

ホテルテキスト 基礎から学ぶホテルの概論 追補情報 HH0603

2018年6月15日より、改正旅館業法が施行されました。これに伴い、『ホテルテキスト 基礎から学ぶホテルの概論』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。以下をご参照いただき、内容を読み替えて学習を進めてください。

| 頁 | 該当箇所 | 旧 | 新 |
|---|-----------------------------|--|---|
| 4 | 1 法律からみた「ホテル」の定義 | 厚生労働省が所管する旅館業法によると、日本におけるホテル・旅館などのいわゆる宿泊施設は旅館業といい、「ホテル営業」と「旅館営業」に区分されています。その中で「ホテル営業」とは、 <u>洋式の構造・設備を有する施設で、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業と定義されています。</u> <u>「ホテル営業」は、洋式の構造及び施設を持つこと、1室の床面積が9㎡以上、館内に適当な数の浴室があること、水洗式のトイレがあることなどが定められています。</u> | 厚生労働省が所管する旅館業法によると、日本におけるホテル・旅館などのいわゆる宿泊施設は旅館業といい、「 <u>旅館・ホテル営業</u> 」、「 <u>簡易宿所営業</u> 」、「 <u>下宿営業</u> 」に区分されています。その中で、一般的なホテルは、「 <u>旅館・ホテル営業</u> 」にあたり、「 <u>施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業</u> 」と定義されています。 |
| 5 | 3 ホテルと旅館 1. ホテルと旅館の法的な違い | 旅館業法で旅館営業とは、「 <u>和式の構造及び設備を有する施設で、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業</u> 」と定義されています。 具体的には、 <u>客室数は5部屋以上で、和式の構造設備によるは7㎡以上などと定められています。</u> | これまでの旅館業法では、ホテルと旅館は「 <u>ホテル営業</u> 」、「 <u>旅館営業</u> 」という別の区分でした。 2018年6月15日施行の改正旅館業法では、ホテルと旅館の営業種別が統合され、新たな営業種別として「 <u>旅館・ホテル営業</u> 」が設けられています。 |

※最新の正誤情報はウイネットホームページ(<https://www.wenet.co.jp/>)で公開しております。

[商品カテゴリー]→[ホテル・ブライダル]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット